

○八王子市生活保護面接相談体制整備充実事業実施要綱

平成 17 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施にあたり、要保護者等の生活上の問題を解決するための相談及び助言を行うことにより、自立の助長を図ることを目的とし、
て行う面接相談体制整備充実事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 事業は、要保護者等のために次に掲げる事項を面接相談員（以下「相談員」という。）が行うことにより、実施するものとする。

- (1) 窓口面接相談、電話相談
- (2) ケースワーカーと面接相談についての連絡・確認
- (3) 生活保護申請の受理
- (4) その他福祉事務所長が必要と認める事項

(面接相談員)

第 3 条 事業を実施するために相談員を福祉事務所生活自立支援課に置く。

2 相談員は次に掲げる要件に該当する者のうちから、市長が囑託する。

- (1) 生活保護又は社会福祉関係の専門業務の経験を有すること。
- (2) 心身ともに健全で、かつ、人格円満で広く法律知識に富み、要保護者等の自立の助長に理解と熱意を有すること。

3 相談員は市の囑託員とし、その任用期間は 1 年以内とする。ただし、任用期間については、その任用期間内の勤務成績が良好な場合には、更新することができるものとする。

4 相談員は、上司の指導監督を受け、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと（その職を退いた後も同様とする。）
- (2) 相談員として、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

5 市長は、相談員が次のいずれかに該当する場合には、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のために職務の遂行に支障があると認められるとき。

(3) 相談員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

6 相談員の勤務時間、勤務日、報酬その他勤務条件については、八王子市嘱託員設置要綱に定めるところによる。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。